

(別紙 3－6 きはだ (大西洋条約海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 きはだ (大西洋条約海域)

水産資源の定義 きはだのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (以下この別紙において「I C C A T」という。) での合意等に従い、資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

I C C A T で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A T で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第 1 項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。